

第 5 期新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について (P 4 9 ~ P 5 0 抜粋)

平成 2 4 年度～平成 2 6 年度までの新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、高齢者虐待防止の推進として高齢者の人権や尊厳を確保していく一層の取り組みが必要です。また、虐待を未然に防ぎ、虐待が生じても早期発見・早期対応につなげられるよう、相談体制の充実や行政と地域の連携をより深めていくことも重要です。

【基本理念】：安心して暮らせる長寿社会の実現

地域で支える安心・安全な暮らしの推進

高齢者虐待防止の推進

地域包括支援センターの機能強化

包括的支援事業に専念する職員を順次配置し、地域の高齢者からの相談機会の確保、地域のネットワーク構築の推進など、業務推進機能の強化を図ります。

高齢者虐待防止相談員の配置

関係機関の円滑な業務の運営を支援するため、高齢者虐待に関し専門知識を有する「高齢者虐待相談員」を市に配置します。

高齢者虐待防止連絡協議会の開催

弁護士や県警職員、医師会、介護サービス事業者などの関係機関の代表者からなる連絡会を組織し、高齢者虐待対策のあり方や再発防止などの検討・協議の予防と早期発見、早期対応に努めます。

虐待防止関係職員に対する研修の実施

地域包括支援センター職員や市の高齢者虐待担当職員などを対象に、虐待事例を踏まえた相談受付・対応方法などの研修を実施し、実践力の向上を図ります。

緊急一時保護施設の確保

高齢者虐待などの緊急時において、高齢者の安全確保のため、一時的に保護できる居室を確保します。